



国 空 推 第 43号  
平成23年 5月11日

社団法人日本操縦士協会会長 殿

航 空 局 長



#### 第4回日中韓サミット開催に伴う警備協力について

来る5月21日（土）、温家宝中華人民共和国国務院総理及び李明博大韓民国大統領一行が、第4回日中韓サミットのため来日する予定である。

今回の両首脳の旅に際しては、尖閣諸島問題や竹島問題を据えた右翼等による抗議行動等が活発に展開されることが予想されるほか、両首脳一行や両国関連施設等を対象とした「テロ、ゲリラ」事件等の発生が懸念される。

航空保安対策については、従来よりその厳格な実施を指示しているところであるが、大臣官房長から別添（平成23年5月6日付け国官総第81号）のとおり通知があったので、両首脳の旅期間中については、警備当局と十分な連携をとり、下記の該当する事項について徹底されたい。

#### 記

1. 自主警備体制の強化
  - ・職員に対し、別紙「自主警備要領」に基づき自主警備の徹底を図るよう周知すること。
2. 連絡体制の確立
  - ・関係施設（職員宿舎等を含む）における出入管理の徹底及び不審者、不審物発見時における速報体制を確立すること。
3. 関係情報および不審情報の警察への通報連絡を徹底すること。
4. 来日期間中における宿舎、行き先地等関連地域での工事の自粛すること。
5. 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡を徹底すること。

6. 交通総量の抑制に関し、関係機関に協力すること。
7. 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底の指導をすること。
8. 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化。
  - ・警戒警備の強化について警察当局から要請のあった外国要人の来日に際し、航空保安施設（専用線を含む。）の警備の徹底等を図ること。  
また、空港内のセンサー、監視用 I T V 等防護施設及び消火設備の再点検等所要の措置を講ずること。
9. ハイジャック等防止対策の徹底。
  - ・航空保安対策基準（レベル I）に基づく、現行の保安対策を徹底すること。
10. 小型航空機所有者等に対する管理強化の指導及び来日期間中における宿舎、行き先地等関連地域での飛行自粛要請。
  - ・小型航空機の飛行自粛等について、警察当局から要請があった場合は、適切に対処すること。
  - ・小型航空機及びヘリにおけるナイフ、爆発物等の持ち込み防止並びに機体管理の徹底を図るよう周知すること。
11. 東京国際空港周辺の警備体制に関する警察との連携強化。

○送付先及び該当する項目（但し◎のない項目について、実施することを妨げない）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	東京・大阪航空局	札幌・東京・福岡・那覇航空交通管制部	成田・関西・中部国際空港株式会社	社団法人全国空港ビル協会	スカイマーク株式会社	外国人航空運送事業者	社団法人航空貨物運送協会	特定航空貨物利用運送事業者及び特定航空運送代理店	地方自治体	社団法人全日本航空事業連合会	社団法人日本操縦士協会	日本オーナーパイロット協会
1	自主警備体制の強化	◎	◎									
2	連絡体制の確立	◎	◎									
3	関係情報および不審情報の警察への通報連絡の徹底	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	首脳等来日期間中における会議等関連地域での工事等の自粛	◎	◎									
5	業務車両、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
6	交通総量の抑制に関する協力	◎										
7	工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底の指導	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
8	航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	
9	ハイジャック等防止対策の徹底	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
10	小型航空機対策の強化	◎								◎	◎	◎
11	東京国際空港周辺の警備強化に関する警察との連携強化	◎										

送付先

東京・大阪航空局，札幌・東京・福岡・那覇航空交通管制部，成田・関西・中部国際空港株式会社，社団法人全国空港ビル協会，スカイマーク株式会社，外国人航空運送事業者，社団法人航空貨物運送協会，特定航空貨物利用運送事業者及び特定航空運送代理店，地方自治体，社団法人全日本航空事業連合会，社団法人日本操縦士協会，日本オーナーパイロット協会

以上

# 自主警備要領

## ◎自宅周囲の整理・整頓と見回りを

1. 第三者の置いた物件の発見を容易にするため、自宅周囲の整理・整頓をすること。
2. 自宅周囲に燃えやすいものは置かないこと。
3. 朝晩及び帰宅時には自宅周辺の見回りをすること。特に、玄関、軒先及び塀の内側については、よく点検すること。
4. 車両の所有者は、必ず車の下回り等を点検し、不審物の有無を確かめること。

## ◎不審者などは直ちに110番を

1. 不審物を発見したときは、安易に触れないで、直ちに警察（管轄交番又は110番）に連絡すること。  
(注) 不審物とは、自己所有以外の物、自分が置いた物以外の物をいう。
2. 犯行前には必ず下見があるので、不審車両、不審人物を発見したときは、車両ナンバー、人相等を覚えておき、直ちに警察（管轄交番又は110番）に連絡すること。  
(注) 不審車両とは、自宅周辺を極端に低速走行する車両を、また不審人物とは、必要以上に自宅を観察している人物の類をいう。
3. 不審電話があったときは、日時、内容を記録しておき、警察に連絡すること。

## ◎戸締まり・施錠の点検を

戸締まり及び鍵の損壊を注意して点検すること。

## ◎センサー等の点検を

センサー・監視用 I T V 等については確実に作動させるとともに、作動状況を点検すること。  
センサーの作動があった場合は、部屋の照明を点灯し（抑止となる）点検を行うこと。

## ◎消火器の点検を

万一の場合に備えて、消火器の点検と使用方法の確認を行うこと。

## ◎毎日定型的な行動はとらないように

通勤や買物、散歩などは定型化せず、時間やルートを変えるなど毎日同じ行動をとらないようにすること。

## ◎郵便物、小包などは安易に開披しない

郵便物、小包の差出人に心当たりがない、配達人の態度や包装がどことなく不自然なときは、安易に開披しないで送り主に電話で確認すること。

## ◎尾行されたときは直ちに110番を

尾行等をされたときは、人相等を覚えておき、直ちに警察（警察官、交番及び110番）に連絡すること。

## ◎万一爆発したときは爆発現場にすぐに近づかない

万一爆発したときは、爆発現場にすぐに近づかないで、直ちに警察（110番）に連絡すること。

### 管轄交番の電話番号を必ずメモ

1. 管轄交番の電話番号を必ずメモしておくこと。
2. 不審に思われることがおきたときは直ちに管轄交番に連絡すること。